

# 議第198号 野呂山交流施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、野呂山交流施設のうち野呂山ビジターセンターの施設使用料について額の改定等をするものです。

## 2 改正の内容

### (1) 使用料の額の改定

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離<sup>かい</sup>が生じていることから、次の表の施設区分ごとに、施設使用料の額を現行の施設使用料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を乗じた額に改定します。

施設区分	改定率
研修室	1.2
交流・情報スペース	1.5

### (2) 超過加算規定の追加

利用者の施設利用の利便性の向上を図るために、使用時間を超過する使用許可をした場合における施設使用料の額を算定する規定を追加します。

## 3 施行期日

令和2年4月1日